322 (1)

へ資 料〉

《学会報告》ドイツ法における所有権留保論

修

石

本稿は、二〇〇三(平成一五)年一〇月一二日に開催された日本私法学会第六七回大会 (関西大学) にお 1/2 て個別報告した

際に用意した原稿をほぼそのままの形で掲載するものである。 日本私法学会の個別報告は、その要約論文が学会誌である「私法」に掲載されるが

第である。 予定)、あくまでも報告の要約であり、必ずしも報告の全体像が把握されるわけではないので、本誌に完全原稿を掲載する次

(本報告は第六六号に和文と欧文で掲

なお、本報告内容に関しては、 報告当日、 時間の都合により割愛した部分も含まれていることをお断りしておく。

本報告の目的

単純な所有権留保に関する諸問

題

2 1 問題の所在

留保売主の解除権につい

3 留保売主の引き揚げ権について

4 留保売主の返還請求権について

NII-Electronic Library Service

二〇〇四年三月 第八巻第三·四号 エコノミクス

五四

日本法への示唆

5 まとめ

1 延長された所有権留保の我が国への導入可能性につい 問題の所在

7

2 債権譲渡禁止特約との 関係につい

7

3 第二受領者の善意取得

第二受領者の不当利得 不法行為

新BGB第四四 九条三項 (旧BGB第四五五条二

2 1 延長され た所有権留保の日本法への導入可能性について

単純な所有権留保 の問題につい 7

3 お わりに

本報告の目的

本日は、 個 別報告の機会を与えて頂いたことにつき、感謝申し上げます。 ま た、 近江幸治先生には、 本日、 司会の

言お礼申し上げます。

労を執って頂きまして、誠にありがとうございます。発表に先駆けまして、一

それでは、 時間の制約もございますので、早速、 報告に移らせて頂きます。

は占有者としてその地位を保障されているだけで、代金全額の支払により、 所有権留保は、 口] マ法にその起源を有しており、 商品が引き渡されていても、 初めて所有者としての地位を獲得すると 売買代金全額の支払までは、 買主

解除条件付所有権移転

即

ち、

いう制度であります。 しかし、 代金全額の支払がない場合には、 契約は解除され、 留保所有者に、 その商品を返還し

なけ n ば なりませんでした。

この考え方は、 ローマ法の容仮占有制度 (precarium) と失権約款 (lex commissoria) とを結びつけて、 代金未払

代金債権を担保していたという意味で、ここに所有

保の 原型を見いだすことができるのです。

で商品の引渡しを受けた買主の地位を使用賃借人などとし、

買においては、 口 ーマ法における制度は、 所有権留保の合意 その後、 (pactum reservati dominii) をすることで、 動産売買においては普通法へと継受されませんでしたが、 留保所有者に、 五等級中の 土地の先給付売 等級 債 権

者である未収売主としての地位を与え、全ての債権者に先立って支払を受けられるという一 種の優先弁済権を与えて

おりました。

その後、 ۴ イツにおきましても、 消費者信用という考え方が現 ñ プ 口 イ センやザクセ ンにおける買 (V) 取 ŋ 賃 貸借

制度 (Möbelleihvertrag) や、 旧 ドイツ割賦販売法 (一八九四年三月一六日) に お ζ.) て、 初めて、 今日 0 所有 権 留 保 制

度と類似の制度が現れました。

その後、 所有権留保は、 停止 条件付所有権移転、 即ち、 売買代金完済まで所有権移転が 延 期さ れ る 0 か、 それ

して、 売主に所有権が復帰するのかという所有権留保の法的構成を巡る理論上の争いが繰り広げられた結果、 売買契約と同時に所有権が移転し、 旧 B G

代金完済ができなくなった時点で解除条件、

が

成

就

В (一八九六年八月一八日の民法典をい う。 以下、 同様) 第四 Ħ. 五条にお いては、 所有権留保の)本質 は 停 止 条件 付所

有権移転という物権的効力と支払遅滞による解除という債権的効力を兼ね備えた点にあることが重視され、 停止条件

て買

(主の管財人に履行

か拒絶による返還かという選択権が与えられ、

実質的に熟慮期間として三カ月も待たされるこ

上

0)

取

扱

77

ては

譲渡担保

は

別除

権

ですが、

所有権留保は

取戻権の

の対象です。

確

か

に

新倒産法一〇三条に

権という負担付ではありますが、

完全所有権

(Volleigentum)

の留保であります。

その結果、

K

イツでは、

倒

産

手

続

強

ζV

のです。

つまり、

前者は信託的所有権移転

(fiduziarisches

Übereignung)

であるのに対して、

後者は買

主

の

期

待

ないという現状でありま

す。

付 所有権移転 とい う構成が採用 され たのです。

保独自の法的構成はほとんどなされておらず、 てし 割賦販売法七条に所有権留保の推定規定があるのみであり、 今日、 か 理解され 所有権留保とい 7 おらず、 えば、 倒産手続実務では、 譲渡担 保とならんで、 判例 双方ともに別除権、 学説上、 非典型担保の代表格とされてい その理論構成としては、 その法的構成は、 更生担保権扱いでありま 必ずしも確立な るも 単 一純に、 めの、 す。 譲 その 渡担 我 61 が し 治結果、 統 玉 保の裏返しとし に z お n 所有 7 ては ては、 権

とい 売買であります。 権を保持します。 ためにする所有権移転であり、 また、 これに対して、 う意味が 以下に述べますように、 強 譲渡担保と所有権留保の違い 4 他方、 0 前者も設定者に直接他主占有がありますので、この意味では同じなのですが、 前述しましたように、 であります。 所有権留保は、 古くから様々な問題点につき、 占有改定による引渡しを行い、 後者も、 代金完済まで売主が所有権を留保して、 F は、 売買代金債権 イ Ÿ に 譲渡担保は、 お いては、 の担保で 所 担保物提供者である設定者から担保権者に対する担 設定者は、 解決策を模索してきたという経緯 という意味は 有権留保は、 直接他主占有者として、 あり 当初 、ますが、 買主への直接他主占有の移転を伴う か 6 民 法 所有権 典 0) 中 「担保のためにする」 0) が に 留保という意味 目 あ 規定され つります。 的物 \ddot{O} 使 て 用 お 収益 保 ŋ

0

ととされて、所有権留保が弱体化されていますが、 それでも、 譲渡担保権とは取扱いを異にします。

ができ、第二に、 延長された所有権留保」の日本法への導入可能性という問題につきましても、 そこで、私は、 動産担保法の拡充に関しまして、 ドイツにおける議論から、 第一に、 かつて我妻榮博士や米倉明教授等によって懸念が表明されました 我が国における所有権留保の法的構成に関する示唆を得ること 一考する余地があると考えた次第で

あります。

主と提携関係にある事業者の債権を実現する、 拡大類型の所有権留保の禁止を目的とした新BGB第四四九条三項につきましても、 と思います。 る問題点につき、ドイツ債務法改正問題から、 て概観し、 それでは、 本報告におきましては、 順次、 更に、「拡大された所有権留保」のうち、 第二に、 発表させて頂きます。 所謂 第一に、 「延長された所有権留保」 所有権留保の本質論を語る上でその基本的な類型となる単純な所有権留保にお つまり、 債務法現代化法に至るまでの改正作業の中で問題とされてきた点に における問題点につき、 所謂「コンツェルン留保」、即ち、 留保売主の債務を肩代わりして支払うという点に左右される 日本法 若干触れておきます。 への適用可能性を考えてみたい 所有権の移転が、 買主が 売 け

単 純 な所 有権留保に関 する諸 問題

1 問 題 の 所 在

権の時効消滅時における留保売主による留保商品返還請求権の有無とい 問題となります。 問題点として、第一に、後に述べる旧BGB第三二六条の法定解除権の原則と旧BGB第四五五条の特則との き揚げの前に解除することを要するかという問題があります。 まず単純な所有権留保に関して発表させて頂きます。 第二に、 買主の支払遅滞時に留保売主が取る手段として留保商品の引き揚げが ドイツ債務法改正委員会において検討されました従来からの 第三に、 留保買主の支払遅滞後における売買代金請求 う問題があります。 ありますが、 この引 対関係が

2 留保売主の解除権について

そこで、

以下、

問題の紹介とともに、

検討していきたいと思います。

1 前提問題

解除の要件として、 旧BGB第三二六条一 債権者から債務者に対して履行のための相当な期間の定めを要するとしています。 項 (新BGB 〔三〇〇二年一月一 H 施行の改正法をいう。 以下、 同様〕 第三二三条一 項) L か は 契約 旧

В

NII-Electronic Library Service

は、 GB第四五五条によりますと、債務者の支払遅滞時には解除しうると規定されておりますので、所有権留保の場合に 例外として、この期間の定めを要しないのかが問題になりました。

(2) 判例・学説

68)、この立場は一貫しておりました(BGH,1.7.1970,BGHZ54,S.214,216; BGH,19.10.1994,NJW-RR1995,S.365 など多数)。 解するものが多数を占めておりました(Planck/Knoke,BGB,4.Aufl.,1928,S.688; Münch-Komm./H.P.Westermann,§455 留保売主は、 BGB.Rdnr.33; Staudinger/Honsell,§ 455BGB.Rdnr.30; Serick,EVI,S.131.usw.)° この問題につきまして、 方、 学説も、 第四五五条により、 判例と同様に、 判例は、 留保売主の解除権については、 直ちに契約を解除することができるものと解しており 当初から、 買主の支払遅滞の場合には、 BGB第三二六条の前提要件を充たす必要はないと BGB第三二六条を要件とすることなく、 (RG,11.11.1927,RGZ119,S.64)

(3) フーバー鑑定意見

Band I,1981,S.922)° 害賠償を請求することもあるとの理由 該部分の削除を提案しました(U.Huber,Kaufvertrag in: Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts しかし、フーバー教授の鑑定意見は、 Iから、 留保売主は解除によって目的物を取り戻すだけではなく、不履行に基づく損 第三二六条の前提要件を必要とし、 即時解除を認めうる第四五五条の当

Uberarbeitung des Schuldrechts,1992,S.238)°

(4) 最終報告書

項に期間の定めを不要とする場合を特別に規定しているからとしております(Abschlußbericht der Kommission zur ました。その理由は、 そして、債務法改正委員会最終報告書もまた、 期間の定めを要求する一般規定と異なる規定の存在理由がなく、 フー バ 一鑑定意見と同様、 第四 五五条の当該部分の削除を結論づけ また、 改正草案第三二三条二

(5) 債務法現代化法

ることになりました ドイ ツ債務法現代化法にお (Claus-Wilhelm Canaris, Schuldrechtsmodernisierung 2002, S. 291ff., S. 864)° ける議論も最終報告書の 理 由と全く同様であり、 結局、 留保売主 0 鴚 時解除 権 は失わ n

留保売主の引き揚げ権について

3

(1) 前提問題

二六条一 には、 在では、 次に留保売主の引き揚げ権 催告時に履行遅滞となります 項、 解除後は、 新BGB第三二三条一 契約の清算、 につい 項(即ち原状回復という問題になり て発表させて頂きます。 (新BGB第二八六条一項一文)。従来は、 あるい は 即時に (旧BGB第四五五条)、 弁済期到来後、 (新BGB第三四六条)、 債権者が履行を催告しても不払い 一定の予告期間経過後に 売主に解除権が発生しまし 原状回復できないときには (旧BGB たが、 の場合 第三 現

L

価格賠償という問題になり (同条二項、 三項)、 あるい は、 所有権に基づく返還請求 (BGB第九八五条)、 即 留保

商 品の返還請求という問題となります。

思が 保売主の損失、 有の回復による遅滞買主に対する心理的な弁済強制や、 利用など不適切な取扱い、 (Rücktrittsunabhängiges そこでは、 なければ、 まず、 及び、 換価し清算するといったことが挙げられます。 商品を買主の手元から引き揚げる前に解除する必要が 契約存続による利便性が考えられています。つまり、 Rücknahmerecht) 授権なき転売等を考えると、 を認めるべきではない 早めに引き揚げておいて、 義務違反を理由とする留保商品 か、 という問題であります。 あ 買主の履行遅滞、 るの か が問 定期間経過後、 題になります。 0 留保商品のぞんざい 解 その 除 なき引き揚 理 買主に弁済の意 由 解除に、 は、 直接占 よる留 げ な

権

2 判 例 学説

a ライヒ裁判所 (RG) 時代

与えることにあり、

買主の履行遅滞時には、

ح 0) 蕳 題について、 ライヒ裁判所 かは、 所有 強留保 売主は契約を解除せずに、 の目的は信用売買の代金債権のために最大限の担保を留保売主に 留保物の返還を請求しうると判示し、また、

買主は既払い代金の返還をも請求しえないものと判示しました(RG,11.7.1882,RGZ7,S.147 〔建物の 所有権留保〕)。そし

この判例 がリー ディングケースとなり、 以後の判例も解除なき引き揚げ権を肯定し (RG,4.2.1908,RGZ67,S.383)

学説に多大な影響を与えました。

かし、 ライヒ裁判所時代におい 、ても、 解除 なき引き揚げ権の否定につながる趣旨 の判例 もありました (RG,11.11.

第三二六条の解除の前提要件たる期間の徒過後における不履行に基づく損害賠償を認容し、 1927,RGZ119,S.64 留保物の返還請求による解除の擬 制 割賦販売法五条の類推適用〕、 RG,28.2.1934,RGZ144,S.62 買主の占有根拠を否定した事案。 (旧BGB

基本的に解除を要件とするのと同じである。 なお、 本件では買主が商人の事案である])。

(b) 連邦通常裁判所 (BGH) 以降

含める。 burg,14.12.1950,DB1951,S.77 ことにあると解して解除なき引き揚げ権を否定しました(BGH,1.7.1970,BGHZ54,S.214)。 の喪失、 戦後、 売主の所有物返還請求権と換価権の認容、 割賦販売法五条不適用])。 当初、 下級審の裁判例では、 〔割賦販売の事案にお そして、 B は B G H り、 ζJ 返還請求権の行使による解除の擬制なし、 解除なき引き揚げ権の否定につながるものがありました は、 て、 旧BGB第三二六条による期間の徒過後における買主の 所有権留保の目的は、 契約関係解消後の売主の清算を担保する 損害賠償請求権に既 (OLG.Ham-払 履行請求権 い代金を

を示すに至りました その後、 BGHは、 (BGH,30.10.1985,BGHZ96,S.182 解除なき引き揚げ権を原則として否定するものの、 〔商人間取引の事案〕)。 引き揚げ特約を肯定して、 折衷的な考え方

(c) 学 説

なき二次的売却など、 学説は、 解 除 なき引き揚げ権肯定説 債務不履行や契約違反的行為を根拠としてきました。 が従来 から 0) 通説であり、 留保買主の 履行遅滞、 留保物の不適切取扱 授権

(3) フーバー鑑定意見

判決の る理 換え給付の地 よらない引き揚げ権については、 しかし、 亩 は存在しないとして、 理論が採用されて、 位を取り戻すという可能性は、 1 バ 1 教授の債務法改正鑑定意見におい ここに初めて、 解除による引き揚げ権のみを認めたものであります 買主の支払遅滞において、 学説においても解除なき引き揚げ権否定説が登場しました。 債務法に馴染み て、 従来の多数説は排斥され、 売主が先給付を取り消し、 がなく、 動産売買に お (Gutachten/Huber,S.923-924)° 41 他方、 て、 BGB第三二○条による引き この BGHZ五 種 の特権を売主に与え 即ち、 四巻二一 解 除 四 貢

(4) 最終報告書

はこれまで存在せず、 義務を廃して、 た場合にのみ、 最終報告書は、 契約を維持する必要はない 留保商品を引き揚げることができるとしました。 フーバ 不動産売買の場合でも格別見あたらないからであるとしました(Abschlußbericht,S.236,238)。] 教授の鑑定意見と、 からであるとし、 BGHの判例 更に、 (BGHZ54,S.214) その理由は、 先給付した契約当事者の斯様な特別 を取り入れて、 売主に引き揚げを認め、 売主は、 権 契約を解: は 同時に先給 債務法に 除 付

(5) 債務法現代化法

有用性を力説し、 法手続に ドイツ債務法現代化法における議論において、 お LJ て、 二項の削除を要求しました BGB草案第四四 八条二項の規定の合目的性について再考するよう、 (Canaris,a.a.O,S.974)° 連邦議会は、 その意見表明 (Stellungnahme) 即ち、 解除なき引き揚げ に おいて、 更なる立 権 0

払金額を償還するのでなければ、 の中に存在する法的思考は、 八条二項に固執するとしました。 かし、これに対して、連邦政府は反対意見を表明し、 普遍化に適する(verallgemeinerungsfähig)としまして、 その理・ 物を引き揚げる権限を有しえないのであり、これは解除を要件とすることによって 一曲は、 この規定は、 連邦政府は、 消費者信用法一三条三項一文に該当するものであり、 改めてなされた再考後も、 結局、 売主は、 BGB草案第四 給付され た支 そ 74

 \mathcal{O} み、 考慮することができるとしました (Canaris,a.a.0,S.1030)°

てが正当であるとされました(Canaris,a.a.O,S.1103)。

そして、最終的には、 法律委員会の報告書においても、 連邦政府の反対意見と同様に、 二項を含めて、 規定のすべ

留保売主の返還請求権について

4

(1) 前提問題

次に、留保売主の返還請求権について発表させて頂きます。

売買代金請求権が時効消滅しますと、 買主には給付拒絶! 権 が 発生します (新BGB第二一四条一項)。 そうしますと、

買主は履行遅滞が治癒され、売主の解除権は消滅します。

場合、 そこで、まず、 物権的返還請求権に関するBGB第九八五条は根拠になるの この場合、 留保売主の所有権に基づく返還請求は認められるかという問 かが問題になります。 題 が現れ、 ます。 また、 この

この問題は、 反対に、 留保売主から先給付的に占有移転を受けた買主は、 BGB第九八六条一 項一 文の意味におけ

る占有者の返還拒絶権に基づき、停止条件付所有権移転請求権=期待権=履行請求権は、 売買代金請求権の時効消が 滅

後も存続するのかという問題になります。

更に、 割賦弁済行為の場合には、 〔買主が商人の場合に適用除外〕、次に、旧消費者信用法一三条三項、 売却物の 取り戻し (Wiederansichnahme) による解除 更に、 .の擬制規定がありますので 新BGB第五○三条二

項四文 〔事業者・消費者間に適用〕へと規定)、 請求権の消滅によって解除権の消滅した売主に所有物返還請求権がある

0 か も問題になっておりました。 (当初、

旧

割賦販売法五条

2 判例 学説

- <u>イ</u> 判例 裁判例
- a ライヒ裁判所 (RG) 時代

この問題について、 ライヒ裁判所時代の下級審の裁判例は、 留保売主の所有物返還請求権も時効消滅するもの と判

売買代金の消滅時効によって失効するものと判示して (LG.Dresden,25.11.1925,JW1926,S.725;AG.Freiberg,16.2.1938,JW |朱したり(Königl.LG. I Berlin,16.12.1904,KGBl.1905,S.113; LG.Breslau,6.4.1935,JW1935,S.2218)~ 所有者の返還請求権は

1938,S.866)′ 売主の所有物返還請求権を認めておりませんでした。

b 連邦通常裁判所 (BGH) 以降

戦後 の裁判例 ŧ 遅滞の治癒、 解除権 の消滅、 占有権に基づく返還拒絶権に関するBGB第九八六条の優先適用を

理由として、 所有物返還請求に関するBGB第九八五条を適用しませんでした(LG.Kiel,4.10.1955,MDR1956,S.97; LG.

Hagen,13.10.1955,NJW1956,S.713; LG.Hagen,3.3.1958,NJW1958,S.871)°

譲渡担保に基づく請求権の時効消滅後もその設定者に請戻し権を認めない よる返還請求を認めました(BGH,24.1.1961,BGHZ34,S.191〔その前提として、 かし、BGHは、請求権の時効消滅後も抵当権者及び質権者にその権利行使を認める旧BGB第二二三条一 同条二項の類推適用により、 RG,11.7.1882,RGZ7,S.147 が示した留保売主 第九八五条に 項や、

には最大の担保が与えられるべきという考え方がある〕)。

た 用なき所有権留保の場合、 求権に対する消滅時効の抗弁を認容し (BGH,12.7.1967,BGHZ48,S.249)° か その後も下級審の裁判例は、 代金請求権の時効消滅後は、 (LG.Detmold,3.11.1965,MDR1966,S.233)' 日常的法律行為に関する短期消滅時効の存在意義を重視して、 留保売主には何らの請求権もないと判示するものが BGH にお いて ŧ, 割 賦 物権 販売法 的 ありま 返 0 適

S.2353)° の適用を認めるという判例、 かしながら、 その後、 割賦販売法の適用がある場合でも、 裁判例が現れました(BGH,4.7.1979,NJW1979,S.2195; LG.München I,6/8.10.1965,NJW1965 BGB第二二三条二項 の類推適用により、 第九八 五条

(日 日 学 説

a 旧 В G $\tilde{\mathbf{B}}$ 第二二三条類推適

用説

返還請求肯定説

次に学説ですが、 まず、 旧BGB第二二三条を類推適用し、 留保商品の返還請求を肯定するという説があります。

から、 ŧ の占有権原を否定することになります。 否定するという考え方があります(Serick,EV I,S.439-440)。 項を適用し、 他多数。 を類推適用する説と(A.Blomeyer,JZ1959,S.15 [15-16])、 この考え方は、 目 設定者の占有権を否定するという点を留保売主にも適用し、 的物の請け戻しを請求しえないという同条二項を類推適用する説とに分かれており 通説)、 また、 更に、 抵当権者や質権者は、 譲渡担保権者が請求権の時効消滅後も、 留保売主に完全なる所有権を認め、 請求権が時効消滅しても抵当権や質権を行使することができるという同条一 譲渡担保権設定者は譲渡担保の被担保債権が 質権よりも強力な担保力であることを理由として、 ただ、 換価 のため、 これらのうち、 請求権の時効消滅と同時に、 設定者に担保物の引渡しを請求しうること いずれの考え方を採っても、 (Oertmann,JW1926,S.725 留保買主の占有権 神効消; 同条一 滅し 買主

b 清算担保説

滅後は不履行が債務者の責任領域 も返還請求権もないということになります(J.Blomeyer,JZ1968,S.691 [693]; ders.,JZ1971,S.186 [187])。 のと解する考え方があり、 する考え方もあります 次に、 所有権留保は、 (H.Lange,JuS1971,S.511 [515])° 相手方の契約違反に基づく解除によって留保売主に与えられる潜在 これによれば代金請求権の時効消滅により、 にない との見地から、 買主の遅滞は終結し、 買主の遅滞は治癒され、 占有権は買主にとどまるべきもの 的 な求償権を担保するも 留保売主には解 また、 時 と解 効消 除 権

$\widehat{\mathbf{c}}$ 当事者意思説

項

譲渡担保権の ば通説は維持できるが、 更に、 買主の占有権は履行請求権に基づいてい 類推ではなく、 買主の履行請求権が存続するのであれば、 当事者の契約関係を類推して解決されるべきものとする考え方があります るので、 消滅時効の援用、 占有権も存続するのであり、 即ち履行請求権の喪失という構成を採 この問題は、 (U.Huber, 質権 n

ZIP1987,S.750 [754])°

(3) フーバー鑑定意見

フー バ 1 教授の鑑定意見の段階では、 問題が提起されただけであり、 検討されておりませ ん。

(4) 最終報告書

には、 効消滅しても、 商品を返還請求することはできませんので(草案第四四九条二項一文)、所有権留保の場合に限り、 するときには、 消滅時効の抗弁権と所有権に基づく返還請求権 草案第四四九条二項二文に草案第二二三条二項二文を引用指示したのです 留保物の返還を請求することができる旨を規定しました もはや解除することはできない旨規定しましたが との関係 は、 債務者が請求に対して既に主張してい (草案三二三条三項四号)、 (草案第二二三条二項二文)。そこで、 (Abschlußbericht, S.238)° 解除権が 被担保請求: なけ る抗 'n 弁権 ば 最終的 権 が存在 留保 が 時

(5) 債務法現代化法

ドイツ債務法現代化法でも、 内容は同様であります。 新BGB第二一六条二項二文に、 所有権留保の場合には、

時

取

ŋ

戻しを認めるという点に重要性があります。

В 効消滅後も解除しうるものと規定されたので、 G B 第 四 匹 九条となっただけであります (Canaris,a.a.O,S.489)° 引用条文である二項二文が削除され、 したがって、 基本的に、 第四四 債務法改正最終報告書と 八条となり、 最終的 に 新

一致しております。

5 まとめ

ては、 は、 ŋ ることにより、 ´ました。 以上の返還請求権 11 ずれ 両者は同 前者に も契約関係解消後の留保所有者の所有物返還請求を認めるということであり、 後者との整合性を保つことができ、 線上の お ₹. \mathcal{O} て、 問題は、 問題であるということができます。 解除による返還請 一方では、 解除と返還請求、 求を認め、 また、 後者 原状回復という意味にも合致します。 この意味においては、 他方では、 に おい て、 請求権消滅後の返還請求を認めるということ 請 求権 . の時 効消 解除なき返還請求を認め 滅と返還請求ということであ 原状回復という意味に な ζJ お とす

かし、 動産売主の債権回収の危険からの保護という観点から考察した場合には、 解除なき返還請求権の存在を認

める実益はあるものと思われます。

ち、 統括されますので、 確 期間を定めた催告を満たしてい か に 買主の倒 留保所有者は、 産時における処理としましては、 なけ 所有権を保全するため、 ればならない 倒産手続開始後は、 ものと解されますが、 手続開始前に解除するか、 買主の 倒産以前の状況下におい 財産は破産財団として管財人の元で または、 解除 7 0) は 前提要件 解除なき 即

り、

所有権留保と将来債権の譲渡担保との複合形態であります。

まり明 に失わせ、 ただ、ドイツ債務法現代化法におきましては、 ではなかった「清算」 反対に、 留保売主に買主の期待権の影響を完全に消 を徹底させるために、 解除により、 解除と原状回復という方法を採ったものと思われます。 し去っ 買主の期待権、 た所有権 即ち履行請求権という占有根拠を確実 の効力を全うさせるとともに、 従来あ

三 延長された所有権留保の我が国への導入可能性について

1 問 題 の所在

1 意 義

₹ (1) 総 説

次に、

予め譲り受けることにより は、 11 る商人や請負人に対する商品売買における所有権留保のことをいいます。 延長された所有権留保とは、 将来発生すべき二次的売却から発生しうる第三債務者に対する請負報酬債権または売買代金債権を留保買主 延長された所有権留保における諸問題と我が国への導入可能性について発表させて頂きます。 (予めの債権譲渡 二次的売却 (ないし転売 (Vorausabtretung))' (Weiterverkauf)' 留保買主に対する代金債権の担保とします。 再譲渡(Weiterveräußerung))を予定して 例えば、 資材供給者であります留保売主 から つ ま

c

ŋ

事

建築資材の作り付け事案

即

ち

す。

買

41 解に資するため、 下に図解しました。

口 延 長 つされ た所有権留

a 単 純 な転売事

ま 留保買主 ず、 単 純な転売事案、 (第一受領者)、転得者 即 ち、

という関係があります。

次に、 b 加工 加 工 原材料売買の 原材料売買 \hat{o} 事 事

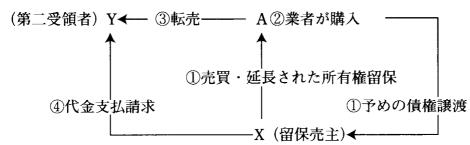
即

ち

留保売主• 主 (第二受領者) 加工業者 (留保買主) う関係 が 製品 あ ŋ

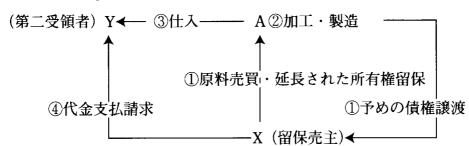
(a) 単純な転売事案

③第三者の権利否認特約等

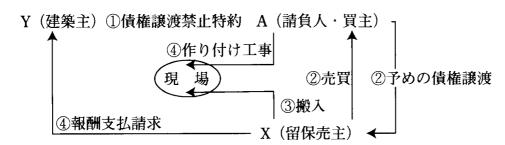


(b) 加工原材料売買の事案

③第三者の権利否認特約等



(c) 建築資材の作り付け事案



通常、 この 将 来債権 の譲渡と引き換えに、 留保買主に 二次的 売却権限 (転売授権) が与えられ きます。 この

留保売主 請負人 (留保買主) 建築主 (第二受領者) という関係があります。

(d) 三類型間における異同

これら三つの類型間 にお いては、 加工や建築及び付随 工 事という新たな物 の製造、 そして留保商品 0) 所有権を大規

模小売業者や建築主といった第三者へ移転するという問題点では類似しています。

せん。 また、 ただ、 加工原材料には、 加工の場合でも、 BGB第九五〇条 (加工規定) 第九五〇条を任意規定と解しますと、 の適用がありますが、 普通契約約款に加工条項を入れることにより、 請 負の場合には、 その 適 用 は あり ま

材料供給者=加工物所有者となりえます。

更に、 建築資材の場合には、 附合 (BGB第九四六条) とい う問題があります。

(2) 債権譲渡制度に関する日独の相違点

延長された所有権留保の我が 国 への導入可能性を論ずる前に、 まず、 我が国とドイツにおける債権譲渡制度の 相違

点を考える必要があります。

(イ) 債権譲渡制度

債務者からの承諾を債務者その他の第三者への対抗要件としており、 まず、 債権 に は 譲 渡 性 が あることはいうま でもあ りま らせん。 ただ、 我が国 債務者以外の第三者 に お 61 ては、 債務者 への対抗要件はその通 0) 譲 渡 通 知 また 知 ま は

が 結により、 てを行うためには、 たは承諾を確定日付つきとする必要があります (BGB第三九八条二文は 譲渡人・ 譲受人間でのみならず、 証書の提示 「新債権者と旧債権者との交代」と規定する)、 (BGB第四一〇条一項一文) 債務者及びその他の第三者との間 (日民第四六七条)。これに対して、ドイツにお または旧債権者から債務者への譲渡通知 ただ、 新債権者が債務者に対して債権 に おい ても、 その効力を生ずるの いては、 譲 (同条二項) 渡契 約 の取 で の締 を

以下)は、 れを債務者に対する対抗要件と解するのであれば、 ードイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件 ド イツでも、 この点に関して示唆を与える)。 譲 渡契約それ自体は有効でも、 取立てのためには証書の提示または譲渡通知を要するのですから、 我が国と制度上あまり差はない (二·完)」広島法学二七巻一号 (二〇〇三年六月) 八七頁 (一〇一頁 ということもできます (古屋: 壮 ح

要します。

成一三年一一月二二日の最高裁判決 可能性は否定的に解されてきました。 ました。 次に、 つつある問題とは言えないでしょうか。 集合債権譲渡担保設定通知に民法第四六七条所定の譲渡通知としての効力を認めたことと相まって、 そのため、 我が国では、 我妻博士や米倉教授などの先達の研究におきましては、 将来債権の譲渡ない (民集五五巻六号一〇五六頁) しかし、 L 譲渡担保につき、 最近は、 この問題につきましても、 その特定性と対抗要件という問 が、 譲渡目的 延長された所有権留保の 債権? 学説が煮詰まっており、 及び第三債務者の特定性 題 が あ ると 我 が 玉 1/2 を条件 また、 既 わ に解 0) n 適 7 亚 決 用 ŧ

ますと また、 (同法五条一項六号)、 債権 譲 渡特例法を利用する場合に 設定者の信用状況が第三債務者にも知られる可能性が大きい な LJ. ても、 現行法のように第三 一債務者の 記 載を登記 ので、 0) 使い 必要 勝手の 的 記 載 惠 項 41 制 を し 度

うすると、 とによって、 となってい 延長された所有権留保の我が国 るのですが、 予約型の集合債権譲渡ない これを記載しなくてもよい し譲渡担保にも使えるようになりますので、 への適用可能性が高まるということにもならないでしょうか。 という制度になれば、 本契約型のみならず、 上記のような問題は解決 仮登記を活用するこ そ

解決されてきた現代におきましては、 容易であり、この点につきましては、 のです。 私は、 確か 斯様な問 に ド 題 イツに 意識から、 お 41 ては、 本報告におきまして、 議論 我が国とは格段の相違があることは否定できません。 予めの債権譲渡は債務者への通知なくして直ちに成立し、 0 有用性もあろうかと思います。 延長された所有権留保に関する諸問題を取り上げることとした しかし、 譲受人の担 問題が 保確! 歩ずつ

そうしますと、次に、債権譲渡禁止特約との関係が問題となります。

口) 債権譲渡禁止特約

BGHZ56,S.228; BGH,9.7.1990,NJW-RR1991,S.343 効力を生ずるものと解するの Ł できないものと規定されてい ような善意の第三者保護規定は のと解されておりまして、 我が 国では、 債 権 譲渡禁止 ます が その効力は譲渡人・ 特約は物権的効力を有するものと解されていますが、 判例 ありません。 (日民第四六六条二項但書)。 ドイツでも、 (BGH,14.10.1963,BGHZ40,S.156; 〔あまり明確ではない〕,usw.)及び多数説であり、 譲受人間でのみの相対的効力ではなく、 BGH,20.11.1967,WM1968,S.195; BGH,27.5.1971, 債権譲渡禁止特約は物権的効力を有する 善意の第三者に 第三者に対しても絶対 しかも、 は 対抗することが 我が[国 的

そこで、この債権譲渡禁止特約と、 延長され た所有権留保に おける予 めの 債 権譲渡との 関係 が 問 題 に なります。

2 債 権 譲 渡禁 止 特約との 関 係に つい

1

問

題

点

務者の同 次に、 意にかり 債権譲渡禁止特約との関係についてですが、 からしめるという債権譲渡制限特約が、 ド 官公庁の普通契約約款で利用されており、 イツにおい ては、 債権譲渡禁止特約や、 債権 この特約 譲 渡 0 が絶対 効力を債 効

を有するとすれば、 延長された所有権留保を全うすることはできません。

留保売主には所有権がありますので、この留保売主と建築主や転売による買主とい

つ

た第二受領者との

関

係 が問題となりま す。 即 ち 留保所有権と第二受領者の善意取得、 第二受領者の不当利得 不法行為といった問題

あります。

かし、

2 HGB第三 五 四a条によるBGB第三九九条の修正

ただ、 現在では、 九九四年七月二五日の法律 (BGBII,S.1682) により、 ドイツ商法 H G B に第三五 兀 a 条 が

追加挿入され、 その規定によりますと、 債権譲渡禁止特約に反する債権譲渡も、 延長された所有権留保の多くは有効のまま維持されるということ その原因となる法律行為が当事者に

になります。 とって商行為であるときには有効になりますので、

 \bar{O} 規定は、 大口 購買者が 商 品 供給及び役務給付に基 づく 債権 0) 譲 渡を広く禁止することによ つ て、 供 給者 ま たは

役務を給付した事業者にリファイナンスを困難にさせてしまうという連邦司法省の事実認定に基づいてい ます (BT-

₽

関連

L

ますので、

簡単に触れることとします。

第二受領者の善意取得

3

否定しています(BGH,18.6.1980,BGHZ77,S.274)。 n あるとして、 た所有権留保を予め考慮に入れるべきであり、 この問題について、 善意取得を否定し (BGH,17.1.1968,WM1968,S.540)、 判例: は、 転得者には所有者に関する調査義務があるとし、 転得者がこの点に関する調査を怠った場合には、 特に、 商人間 取引の場合には、 この義務を怠った場合には重過失が 所有権留保や延 同様に善意取得

異なり、 通常であるとして、 (BGH,9.7.1990,NJW-RR1991,S.343)° か 建築資材の供給者が誰であるか、 作り付け事案の場合には、 この場合、 建築主は、 少し様相が異 建築資材がい 作り付けられた建築資材を善意取得する、 なってい つ建築現場に搬入され、 ます。 判例 ば、 建築主は V つ建築されるの 加 工 と判示するに至って 事案に お か ける第 を知らな 二買 ŲΣ 主 Lγ とは ま 0 す が

次に、 学説は、 加工事案の判例と同様、 商品売買、 原材料供給事案ともに、 商取引にお ける所有権留保の存在とそ

主張しています(U.Huber,NJW1968,S1905 [1906]; Serick,EV IV,S.691-692,usw.)。 0 認識を経験則であるとして、 その存在につき、 転得者に重い注意義務を負わせ、 重過失による善意取得の不成立を

4 第二受領者の不当利得・不法行為

次に、第二受領者の不当利得・不法行為について論じます。

築主の利得と留保所有者の損失との間の因果関係を否定し、不当利得返還請求を排斥しています ることができるとした〕)。また、最近の判例では、 BGHZ40,S.272; BGH,28.11.1968,BGHZ51,S.113; BGH,27.5.1971,BGHZ56,S.228〔留保売主は請負人にのみ代償取戻権で追求す 示したものもあります(BGH,9.7.1990,NJW-RR1991,S.343)。 まず、 不当利得に関して、 判例は、全て、 建築主は請負人から供給を受けて作り付けてもらったとの理由から、 善意取得が成立したという理由から、 不当利得は成立しないと判 (BGH,31.10.1963 建

当利得返還義務を認めています(U.Huber,NJW1968,S.1905 [1908]; Serick,EV IV,S.699. ただ、 九四六条)によって、留保所有権の消滅や取得が生じたとして、 喪失に関する清算と構成する点において、 合には価格賠償であるが、 これに対して、 有力学説は、 附合の場合には侵害不当利得と構成するのに対して、ゼーリック教授は、 加工事案・作り付け事案ともに、 両者の見聞は異なっている)。 同法第九五一条・第八一二条による第二受領者の不 加工規定(BGB第九五〇条) フーバー教授が、 いずれの場合でも所有権 や附合規定 B G B 加 工 の場

次に、 不法行為に関して、 判例は、 作り付け時における留保所有者の所有権を認定し、 請負人の利用 権限の認識を

(26)

RR1991,S.343)°

権に 27.5.1971,BGHZ56,S.228)° する請求を認容])。しかし、反対に、 権侵害になるとして、不法行為を肯定した判例もあります 保買主である下請負人の破産に基づき、 の附合を認定した上で、 重過失に基づくものとして、 関 する調査義務を負わない 債権譲渡禁止特約により延長された所有権留保が全うできないこととの関係において、 そして、 請負人の不法行為責任を肯定したり ものと判示して、 最近の判例は、 建築主の調査義務を否定し、不法行為責任を否定する判例も有力でした(BGH, 資材の使用禁止を請負人に通知したというケース〕)、また、 前述した善意取得を認めたのと同様の理由から、 不法行為責任を否定するに至っ (BGH,5.12.1989,BGHZ109,S.297 (BGH,7.1.1970,BB1970,S.514 てい ます 〔請負破産会社の取締役に対 建築用地と建築資材 〔但し、 (BGH,9.7.1990,NJW 建築主は、 留保所有者が 所有 所有 留

うものとしています。 他方、 るものと (U.Huber,a.a.O,S.1905 [1907])、 につき、 留保買主は一般不法行為者であるとして、 (Serick,a.a.O,S.702)。 ただ、 これに対して、 作り付け事案においては、 建築主が違法性と有責性 学説は、 転売事 後者においても、 建築主の債権譲渡禁止特約により、 案にお の原因を作っているとの理由 4 請負人による所有権侵害の 留保売主に対する不法行為の成立を肯定しています て善意取得を否定しており、 建築主に教唆・ 幇助とい 「から、 その留保売主に対する不法行為の成立を肯定す 作り付けによって、 った関与があれば、 みを不法行為とする見解 この場合、 第 受領者は悪意の不法占有者、 留保所有権が消滅すること 同様に不法行為責任を負 (Serick, a.a. 0, S. 694)° に分 か n 7 17 ま す

四 新 В G В 第 四 匹 九条三項 (旧 B G B 第 四 五五条二 <u>項</u>)

項を無効とする規定であります。 に依存させられるときには、 施行法三条一七号によりBGB第四五五条二項として挿入され、 の債権者に買主が留保売主の代わりに債務を履行するまで、 の規定は、 新BGB第四四九条三項 所有権の移転が、 (旧BGB第四五五条二項) 買主が第三者の債権、 所有権留保の合意は絶対無効(nichtig)であると規定しております。 とりわけ売主と提携関係にある事業者の債権を実現するという点 は、 倒産法改正の流れに沿 所有権は移転しないという「コンツェ 九九九年 月一 日に発効した規定であります。 九九四年一〇月五日の つまり、 ル ン留保約款」 留保売 倒 産 条

しくない制限から買主を保護することを目的としています。 この規定は、 結果として見通しのつか ない所有権取 得の延期が発生しうるような、 経済活 動 の自由にとってふさわ

五 日本法への示唆

最後に、 日本法 の示唆について私見を提示します。

法

単純な所有権留保の問題について

1

第 に、 解除を前提とする引き揚げ 権 につい ては 殺が 国にお ても議論が あります。

指摘 主の占有権原 17 まず、 の状況で買主に目的物の占有を自ら許容した者であるということを理由として、 我が 解除 を消 を前提とし 国 に お 滅させる必要があるとして、 41 ては解除して返還請求権を行使するという考え方が取引実務上 ないという考え方は少数説であると指摘する有力説 この有力説を後押しするような見解もあり が であり 目的物の返還請求をするには、 ŧ ず。 般に行わ ´ます。 また、 留保売主 れているという点を は 代 **Z**金未払 買

行とは 支払と再引渡しを請求してこない限り、 されるべきでありましょう。 有 主 とする自主占有 に留保商品を貸したり預けたりしているのと同様の権原し 2権原は n が換価を前提として返還請求するときには、 ば か V えない 双 すでに消滅しており、 方 留保買主の占有権原は、 0 利 ₺ の転換は代金完済時 益衝突は のであります。 な そして、 ζJ ح 留保売主は、 この 解することができまし 将来必ず実現すべき代金の完済による所有権移転を前提として、 引き揚げから換価 意味に に限定されるものであり、 もはや、 もは お もはや崩れ去るべきものでありますから、 ζ) や解除・ 再引渡し請 て、 留保買主は直接他主占有者であることから、 までの ょう。 しなくとも、 か持ち得ず、 求 間 の機会を失い、 に 斯様な前提は、 換価 定期間を設けて、 斯様、 のために留保 な意味において、 留保売主に換価権が 債務不履行の場合に 当該期間 商 この時点に 品を引き揚げる行為を許容 売主の が発生するもの 内に留保買 所有権移転 な 引渡行為 留保売主 お Įλ 11 て、 て買主の占 主が 留保売 を前 は が 代金 先履 لح 買 提

本報告にお V 7 私が論じてきた 「換価のための引き揚げ行為」 は、 別段新し 11 見解ではなく、 既 にド イツに お 4 7

我が ゼー ため 合に 会、一九八五年) ŋ 見とは異なります。 うな意味における担保権ではなく、 む き揚げ権は、 夏、 山岸良太・木曳正夫 ´消滅させ、 しろこの場合には、 お 国 K IJ 〔創文社、 12 商 41 道垣内弘人教授 て、 ク博士が論じているものであり おいては、 品の引渡しを求めるため、 売主が 売主は代金債権を返還する義務を生ぜしめることとなる」として、 その有用性が認められているのであります。 三訂版、 四〇二頁 更に、 所有権留保を実行するときには、 61 「所有権留保をめぐる実務上の諸問題」 ずれ 一売買契約が解除されることはほとんどないのが実情である」と指摘されており (『担保物権法』 (三省堂、 九八五年) 二七五頁)、 四一 実務家からも、 も譲渡担保における私的実行と同視して、 〇一四一一頁])。 弁済を受けて円満に消滅している代金債権まで遡及的に法律上の 所有権の担保力であります。 (Serick,EV I,S.439-440)' 留保売主が提携ローンを利用して買主との間に保証委託契約を締結した場 したが 近江幸治教授(『担保物権法』 九九〇年〕三〇九頁) 「この実行に契約の解除を要すると考えると、 つ て、 この意味におい 加 藤 我が 郎 また、 国に 林良平編 担保権の実行という局面で捉えてい などが認めてい お 我が国におい (J て、 て 〔弘文堂、 ŧ 単 『担保法大系第4巻』 解除は不都合であるとの指: 純な所有権留保は、 実務では、 ても、 るところであります。 新訂補 鈴木禄彌教授 従来か 正 版、 〔金融財政事 求償 原因を解除 5 譲 九九八年〕 渡担 É 債 るので、 解 す 権 保権 除 摘 (『物権法 ただ、 (増 行 が な 情 三〇 のよ 使 き あ に \coprod 研 ょ 私 引 り 0 究

今後行われることあるべき立法化に際しては、 この点を見過ごすことなく、 解除なき引き揚げ権を肯定すべきであ

ると提言します。

買主を実質的に所有者と解する見解によりますと、 第二に、 売買代金債権 の時効消滅後の留保売主と買主との関係でありますが、 債権が消滅したので、 単純に買主の 我が 玉 所有物になるものと解するよ の多数説でありますところの、

(30)

ŋ うにもみえますが、 たということで、 か ´ます。 からないのですから、 そうしますと、 占有権原もなくなり、 それ 買主の占有権原は、 むしろ、 は早計であると思い 時効で債権債務関係が消滅したのであれば、 留保売主の所有物返還請求権 ・ます。 所謂 期待権」 留保売主は所有権を留保 が存続する限りのものでありますので、 に負けるということになります。 してい 残りは所有権関係だけということに るのですし、 所有 それ 権 は がなくなっ 消 詩効

延 長された所 有権 留保 の 日本 法 の導入可 能 性に つ い て

次に、

延長された所有権留保の日本法へ

の導入可能性について論じます。

債

権

能

確実

通

知

0

2

をせよとの約定をしても、 な場合であり、 あろうが、 を譲渡して予め譲渡される債権の債務者に通知することによって、 か 我が国においてはうまくゆ つて、 しかし、 我妻榮博士は、 そうすると、 この延長された所有権留保約款が実を挙げるのは、 留保買主が義務に違反して通知 債権 予め かないのではあるまい 譲渡 の通知 の通知または承諾という対抗要件 は不可能であり、 か、 また、 と述べておられました しないときには、 将来転売したら、その買主に直ちに債 延長された所有権留保の実を挙げることも 制 約款成立時に将来何人に譲渡され 度の存在する我が 売主は、 結局、 玉 担 に お 保目的を達 ζĮ ては、 権 将来の しえな 譲渡 るか 不 0 可

係 また、 即ち、 米 加工物所有権の帰属を巡る問題点、 倉明教授は、 延長された所有権留保の我が国へ 第二に、 他人の権利の処分との関係、 の導入可能性に関 まして、 即 ち 第 に、 買主の転売授権により、 原材料 0) 加 \perp と 0)

留保約款」『民法研究Ⅳ』

〔有斐閣、

九六七年〕二九三頁

〔二九七頁以下〕)。

(シャンツ著

「延長せられたる所有

関

類型

が

我

が

玉

12

お

ζJ

発生前 転得者 が、 債 ح 長された所有権留保は実現しが 債務者不特定の段階 譲 解 n に う問 権 渡担 ます つきまし 釈 7 V 右 九六五年〕、 取引の種類・ 0) う 最 77 上 0 譲渡担保事案。 ても、 高 枠 題点を提起した上で、 保 両先達の懸念は、 に が 0 所 とが 裁に 間 が定まっ おける第三 これ こては、 有権を取得しうるかという問題点を掲げ、 題点は よっ 複合的に設定されることによって、 債権や第三債務者が特定してい 八二巻一号、 まで論じてきた点から、 発生期間で特定、 7 判例 まだ残 てきた今日に |債務者に対する通 打ち出され に 第三債務者に譲渡担 お ても可能であると思う次第であり 0 集積、 畢竟、 ける留保買 ってい 二号 ド た以上 たい イツにお お そして、 債権 るとしても、 (一九六六年)、 債権譲 ζ J ては、 旨(全に対する転得者 0) 譲渡担 知 (渡の対抗要件具備により対抗力を認容))、 |保設定通知。 (最判平 論じら 学説による追認及び発展とい 単 W て認 純な所 債 承諾が対抗要件としての れば、 保との 権 先達の懸念は 『所有権留保の研究』 一三・一一・二二民集五五巻六号一〇五六頁 められる 譲渡担保の設定通知 れてきまし つまり 有権留保は担保権扱 当該設定通知に民法第四六七条の対抗要件を認めるという考え方 関係におけるものでありま 担保権実行通知まで設定者に取立権を留保。 そして、 で無通り への ´ます。 債 通知義務、 権譲 た ある程度、 知譲 (「流通過程におけ 第三に、 渡担保の担保的効力と結合することによって、 渡が我が国では認めら 〔新青出版、 に 通 更に、 おい う経緯 知 V 払拭され 債権 するにふさわしくあ て、 承諾として認 留保買主の財政状況 0) が すが、 譲渡担保にお 第三債務者が不特定のケ てきたとは たとえ、 あ る所有権留! 九九七年〕 ń 将来债 Ł 取立権の れ め は (継続的) 保 ない や、 5 V 2 えない ける問題点、 頁 n りませんが、 権 法学協会 目的 の留保 担 関係上、 る \mathcal{O} (二五八頁以下))。 取引に基づく売掛代 譲渡 に関 か、 保 債 で 0) 権 くすっ な が た あ 雑 0) 我が 設定者になさ め VA る秘密保持 る ょ 1 誌八一 特に、 これ う スに関 0 61 括 譲 玉 か。 債 は 譲 強力な 渡 で 巻 渡 権 債 そう は 第三 債 する 担 譲 五. K

保

渡

権

延

であります。

設定予約通知では、 に により目的債権の特定を認定し、 最判平一二・四・二一民集五四巻四号一五六二頁が、 おい て、 譲渡予約時における承諾の対抗力を否認し、 予約という不安定な状況が第三債務者に通知されるだけであり、 予約時における効力を認容したのに対して、 譲渡担保予約の事案において、 予約完結権行使時の通知または承諾により対抗力を付与するとした〕)。 本件は、 債権者• ゴルフクラブ会員権 債権譲渡は通知されえない 債務者の特定、 0 譲 発生原因の特定 渡予 約 0) か 5

ます。 れるような制 るのではなく、 ではお話しすることはできません。 そうしますと、 度が整えば、 譲渡債権 次に、 債権譲渡特例法との関係が取り沙汰されるということになりますが、 の種類や始期と終期が特定されてい 本契約型のみならず、 ただ、一言申し上げますと、 予約型ない れば、 し停止条件型でも使えるようになるのではない 債権譲渡登記につき、 第三債務者の記載は包括的でも登記として認 第三債務者を十分特定記載 時 蕳 0) 都合上、 かと思い そこま め 5

保の照会を転得者の通常の注意義務であるとしたり 者間取引では所有権留保の存在を前提とし、 う点につ まず、 最後に、 転 き過失を認定し、 個 売事案における所有権留保と善意取得との問題について、 別 問題との関係ですが、 特に、 建設ない 現段階では、 し工作機械等の転売事案では、 同様の約款を使用している場合には、 延長された所有権留保が (東京高判昭四九・一二・一〇下裁民集二五巻九~一二号一〇三三 ド イツにおけると同様、 権利関係につき、 ない ので、 所有権留保の存在を知らな 関 連 デ 性 我が イ は ーラ 薄 玉 61 です。 1 に な 0) 所 7 有 ŧ, 17 ح 権 業 11

予約型の場合

頁)。

売買契約書や譲渡証明書、 そして領収証の存在などについて調査義務を課したりして (福岡高宮崎支判昭五〇

五·二八金融商事判例四八七号四四頁、 東京地判昭五二・五・三一 判例時報八七一号五三頁、 名古屋地判昭五五・七・一一 判例

三九号八一頁、千葉地判昭五九・三・二三判例時報一一二八号五六頁)、これら注意ないし調査義務を怠った転得者に過 時報一〇〇二号一一四頁、 東京地判昭五五・一二・一二判例時報一〇〇二号一〇三頁、 東京地判昭五六・九・二四判例時報

失を認定しています。

購入している場合には、 査義務なし た裁判例もあります(大阪高判昭五四・八・一六判例時報九五九号八三頁)。 ない場合には、 判例時報一一二八号五四頁)。 また、 留保買主に転売授権のある場合において、 (相手方に直接確認するだけでよい) として、 転得者は即時取得しないという裁判例があります 転得者にディーラーへ 最近では、 転売授権があっても、 の問 転得者が代金全額を支払って購入した場合には、 Įλ 合わせ等の調査義務を課し、 即時取得を認めた裁判例もあります 転得者の支払った代金を留保買主が留保売主に (東京地判平七・九・二五判例タイムズ九一五号一二六 更に、 留保買主が機械をディ それ以外の中古品については、 (福岡高判昭五九・三・二 即時取得を認] ・ラー から直 渡 調

は見あたりません。 東京地判昭五 不法行為につい 九・三○判例時報九○○号八七頁)。 7 は、 転売に起 因 する機械等の行方不明による留保買主 原材料や機械の転売事案における不当利得については、 一の損・ 害賠償義務を肯定し 7 V る程 裁判例 度 で す

であり、

所有権留保は

「所有権の留保」であることから、

所有権留保のほうが、

担保権としての色彩が

薄

3 お わ りに

最後は、 債権譲渡担保の話になってしまいましたが、 所有権留保と譲渡担保は単なる裏表ではなく、 その一 体的 な

移転」 利用もできる、 11 わば相互補完が可能な担保であり、 ただ、 前述しましたように、 譲渡担保は 「担保のための 所有権

所有権としての色彩が色濃く反映されているものであると思います。 その結果、 所有権留保のほうが担保力は相当強

1/7 ものとなります。

そこで、原材料の留保所有者が買主に転売授権をする代わり 定 買 主の第三 債務者に対する債権を予 め留保所有者

に譲渡する「延長された所有権留保」には有用性があります。

本報告では、

未だ解明できてい

ない

部分が多々ありますが、

これ

からも、

譲

渡担保と所有権

留保との関係を少しで

Ł 解明、 Ų 非典型担保立法に寄与することを目指していこうと思ってい ・ます。

長時間、 ご静聴ありがとうございました。皆様方から、多くのご指導を賜りたく存じます。